

京都市訓令甲第 14 号

事業所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

京都市長 門川 大作

別表第1第1類の款産業観光局産業戦略部の項中「産業観光局産業戦略部」を「産業観光局産業企画室」に改める。

別表第2市税事務所固定資産税室固定資産税第一課長，固定資産税第二課長，固定資産税第三課長及び固定資産税第四課長の項第1号中「都市計画税」の右に「に係る徴収金」を加える。

別表第2美術館長の項の次に次の1項を加える。

美術館事務局 長	(1) 定例的な後援名義及び協賛名義の使用許可に関する事。
-------------	-------------------------------

別表第3保健センター次長の項第2号から第4号までを削る。

別表第3子ども若者未来部長の項第4号を削り，同項第5号を同項第4号とする。

別表第3育成推進課長の項中「育成推進課長」を「子ども家庭支援課長」に改め，同項第4号を次のように改める。

(4) 児童福祉法による医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事。

別表第3健康長寿推進課長及び障害保健福祉課長の項を次のように改める。

健康長寿推進 課長	(1) 日直及び宿直に関する事。
--------------	------------------

別表第4発達相談所発達相談課長及び第二児童福祉センター発達相談課長の項第1号中「短期入所（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に関するものに限る。）」を「身体に障害のある児童又は知的障害のある児童に係る短期入所」に改め，同項中第12号を第14号とし，第2号から第11号までを2号ずつ繰り下げ，第1号の次に次の2号を加える。

(2) 障害者総合支援法による計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給に関する事。ただし，身体に障害のある児童又は知的障害のある児童に係る短期

入所に関するものに限る。

- (3) 障害者総合支援法による地域生活支援事業に関する事。ただし、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に係る日中一時支援に関するものに限る。

別表第5 元離宮二条城事務所副所長の項に次の1号を加える。

- (6) 定例的な寄付受納に係る感謝状の作成に関する事。

別表第5 福祉事務所子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長の項第2号を削る。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)